

◎新潟県告示第352号

新潟県コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱（平成13年3月新潟県告示第649号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第2（第5条関係） 衛生管理責任者等の設置に関する基準 (1)・(2)（略） (3) 衛生管理責任者及び有機溶剤管理責任者は、当該営業施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があるときは、直ちに当該営業施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。 <u>ただし、デジタル技術等を活用し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる場合は、この限りでない。</u> (4)・(5)（略）</p>	<p>別表第2（第5条関係） 衛生管理責任者等の設置に関する基準 (1)・(2)（略） (3) 衛生管理責任者及び有機溶剤管理責任者は、当該営業施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があるときは、直ちに当該営業施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。 (4)・(5)（略）</p>